

## 三重県家庭教育の充実に向けた検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 少子化の進行や共働き家庭の増加等、家庭を取り巻く環境が変化する中、「教育の原点」である家庭教育の充実に向けた支援の必要性が高まっていることから、子どもたちの「生き抜いていく力」の育成につながる家庭教育支援施策の検討を行うことを目的に、三重県家庭教育の充実に向けた検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会では、次の事項について議論・検討を行う。

- (1) 家庭教育の充実に向けた戦略に関すること。
- (2) 家庭教育の充実に向けた啓発コンテンツに関すること。
- (3) その他、家庭教育支援施策に関すること。

### (構成)

第3条 検討委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から平成29年3月31日までとする。

### (役員)

第5条 検討委員会に座長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 座長は、検討委員会を総理する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (運営)

第6条 検討委員会の会議は、座長が招集する。

- 2 検討委員会には、必要に応じて参考人を招き、意見を聞くことができる。

### (報償費等)

第7条 県は、委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

- 2 委員以外の者が、参考人として検討委員会に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

### (庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、戦略企画部戦略企画総務課において行う。

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年8月9日から施行する。

## 【別表】

(敬称略、五十音順)

|                      |                                     |
|----------------------|-------------------------------------|
| 明石 要一<br>(あかし よういち)  | 千葉敬愛短期大学 学長                         |
| 井上 秀美<br>(いのうえ ひでみ)  | 三重県市町保健師協議会 特別委員<br>志摩市健康推進課 健康増進係長 |
| 海野 淳子<br>(かいの あつこ)   | 三重県PTA連合会 理事<br>(家庭教育委員会 副委員長)      |
| 貝ノ瀬 滋<br>(かいのせ しげる)  | 政策研究大学院大学 客員教授                      |
| 川島 高之<br>(かわしま たかゆき) | NPO法人ファザーリング・ジャパン 理事                |
| 高岡 純子<br>(たかおか じゅんこ) | ベネッセ教育総合研究所 次世代育成研究室長               |
| 橋本 景子<br>(はしもと けいこ)  | 高田短期大学 特任准教授                        |